

平成 30 年度 衝突被害軽減ブレーキ導入促進助成事業実施要領

平成 30 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

平成 30 年度 0 円（※全ト協予算内で対応）

2. 助成対象機器等

国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車の導入に対する支援）の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一の装置であり、車両総重量 3.5 t 以上、8 t 未満の車両に同装置を装着した会員事業者（※中小企業者）とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、下記のいずれかとする。

- ・ 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

3. 助成額

助成額は、以下のとおりとする。

◆全ト協 取得価格の 1/2（上限 100,000 円/1 台）

※国の補助金との併用は妨げない。

4. 助成台数

助成台数は、1 事業者 5 台までとする。

5. 実施期間等

申請受付期間は、平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 5 日までとする。

期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

6. 交付要綱

全ト協の「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱」のとおり

衝突被害軽減ブレーキ導入促進助成金交付要綱

平成29年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、会員事業者（以下「事業者」という。）の衝突被害軽減ブレーキ装置の導入に対し助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車の導入に対する支援）の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

（助成対象）

第3条 新たに衝突被害軽減ブレーキ装置を導入する事業者の導入費用に対して助成を行う。

（装着対象車両）

第4条 衝突被害軽減ブレーキ装置を装着する車両は、徳島県内に使用の本拠を置く営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

（交付額）

第5条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。
但し、原則として受付順とし、予算額に達した時点で終了する。
また、全日本トラック協会の助成も合せて受けることができる。
2 1事業者への助成台数の上限は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第6条 事業者は、毎年実施要領で定める受付期間中に、様式1の「衝突被害軽減ブレーキ導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに協会に対して助成金を請求しなければならない。

（助成金交付）

第7条 協会は、前条の「衝突被害軽減ブレーキ導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（財産の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの

期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（附則）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。